

平成 29 年 4 月 7 日

プレミアム買取のお客さま各位

株式会社サイサン
エネルギー事業部

固定価格買取制度の改正に伴うお手続きについてのお知らせ

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日の固定価格買取制度改正に伴い、再生可能エネルギー発電事業者は、経済産業省資源エネルギー庁に対して事業計画の提出が必要となります。つきましては事業計画の提出方法について下記の通りご案内申し上げます。事業計画の提出を行わない場合、設備認定が失効し、売電を行えなくなる恐れがございますので、必ずお手続きくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【旧制度で設備認定を取得している再生可能エネルギー発電事業者のお手続きについて】

1. 対象のお客さま

平成 29 年 3 月 31 日までに旧制度にて設備認定を取得し、小売電気事業者との接続契約を締結しているお客さま。

2. 固定価格買取制度に関する情報提供WEBサイトについて

① 経済産業省資源エネルギー庁WEBサイト

「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

② 固定価格買取制度改正について

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html

3. 新制度への移行条件

- ・平成29年3月31日までに小売電気事業者との接続契約を行うこと。

※プレミアム買取のお客さまにつきましては弊社との接続契約を行っているため新制度への移行条件を満たしております。

4. 新制度への移行後に必要な手続き

3の移行条件を満たした場合は、移行後6ヶ月以内に、資源エネルギー庁に対して事業計画の提出が必要となります。

※6ヶ月以内に提出されない場合は接続契約が締結されていないものとみなされ、設備認定が失効いたします。

5. 事業計画書の提出方法について

平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出について

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan.html



インターネット環境が無い方の提出方法については経済産業省資源エネルギー庁のお問い合わせ窓口へご相談ください。

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター

T E L : 0570-059-555

受付時間：9:00～18:00（土日祝日、年末年始除く）

① WEBでの電子申請を行う場合

- A) 上記WEBページへアクセスし、ページ上部の「事業計画の提出手続はこちら」よりご申請ください。

◆ 平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出

平成29年3月31日までに認定を受け、接続契約を締結した方は、既に売電している方も含めてすべて新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。

A

事業計画の
提出手続はこちら

よくあるご質問

※ 事業計画の提出は平成29年4月1日（土）から受付を開始します。

- B) 電子申請システムの操作マニュアルはページ下部の「提出方法について」の「システム操作マニュアル・記載要領」よりご確認ください。

提出方法について

提出に当たって必要な書類一覧は[こちら](#)   をご覧ください。

システム操作マニュアル・記載要領

- ・ [電子申請システムの操作マニュアル \(10kW未満の太陽光を除く\)](#) 
- ・ [電子申請システムの操作マニュアル \(10kW未満の太陽光\)](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領 \(10kW未満の太陽光発電を除く\)](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領 \(10kW未満の太陽光発電\)](#) 

様式

- ・ [様式第19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 \(10kW未満の太陽光発電を除く\)](#) 
- ・ [様式第20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 \(10kW未満の太陽光発電\)](#) 

参考様式

- ・ [代行提出依頼書](#)  (紙で提出する際に添付が必要)
- ・ [設備ID紐付け依頼書](#)  (システムから事業計画を提出するに当たって、既に登録されているログインIDと設備IDの紐付けを依頼する際に必要)

② 紙での申請を行う場合

- A) 上記WEBページへアクセスし、ページ下部の「提出方法について」の「システム操作マニュアル・記載要領」より事業計画書の記載要領をご確認ください。
- B) 「様式」より事業計画書の様式をダウンロードし、印刷の上、ご記入ください。

提出方法について

提出に当たって必要な書類一覧は[こちら](#)   をご覧ください。

システム操作マニュアル・記載要領

- ・ [電子申請システムの操作マニュアル \(10kW未満の太陽光を除く\)](#) 
- ・ [電子申請システムの操作マニュアル \(10kW未満の太陽光\)](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領 \(10kW未満の太陽光発電を除く\)](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領 \(10kW未満の太陽光発電\)](#) 

様式

- ・ [様式第19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 \(10kW未満の太陽光発電を除く\)](#) 
- ・ [様式第20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 \(10kW未満の太陽光発電\)](#) 

参考様式

- ・ [代行提出依頼書](#)  (紙で提出する際に添付が必要)
- ・ [設備ID紐付け依頼書](#)  (システムから事業計画を提出するに当たって、既に登録されているログインIDと設備IDの紐付けを依頼する際に必要)

C) 「参考様式」より、代行提出依頼書の様式をダウンロードし、印刷の上、ご記入ください。

提出方法について

提出に当たって必要な書類一覧は[こちら](#)  [ne.uji](#)をご覧ください。

システム操作マニュアル・記載要領

- ・ [電子申請システムの操作マニュアル（10kW未満の太陽光を除く）](#) 
- ・ [電子申請システムの操作マニュアル（10kW未満の太陽光）](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領（10kW未満の太陽光発電を除く）](#) 
- ・ [事業計画書の記載要領（10kW未満の太陽光発電）](#) 

様式

- ・ [様式第19 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電を除く）](#) 
- ・ [様式第20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（10kW未満の太陽光発電）](#) 

参考様式

[代行提出依頼書](#) （紙で提出する際に添付が必要）

[設備ID紐付け依頼書](#) （システムから事業計画を提出するに当たって、既に登録されているログインIDと設備IDの紐付けを依頼する際に必要）

D) Bの事業計画書、Cの代行提出依頼書および設置事業者の印鑑証明書の3点を下記の宛先へお送りください。

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階

以上

事業計画提出に関するお問い合わせ先

再生可能エネルギー新制度移行手続センター

T E L : 0570-059-555

受付時間：9:00～18:00（土日祝日、年末年始除く）

制度全般に関するお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

T E L : 0570-057-333

受付時間：9:00～18:00（土日祝日、年末年始除く）

本文書に関するお問い合わせ先

株式会社サイサン エネルギー事業部

担 当：星野、古田島

T E L : 03-6777-0230

受付時間：8:30～17:00（土日祝日、年末年始除く）